

# 令和5年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年9月27日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年9月27日 午後3時09分							
閉 会	令和5年9月27日 午後4時56分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		江原 浩明 ・ 大賀 文吉						
議事参与		板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美						
書 記								

## 会議事件名

- 議案第34号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第38号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について

顛末

令和5年9月27日  
開会 午後3時09分

【会長代理】 これより、令和5年第9回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。別紙で配付しました「第9回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1つ目が3ページの議案第36号の次に議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてを追加するものです。これによりまして、以降の議案番号に訂正が生じるため、農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画についてを議案第37号から議案第38号に訂正し、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出についてを議案第38号から議案第39号に訂正をお願いします。  
以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号8番 江原 浩昭 委員・番号9番 大賀 文吉 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第34号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第34号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 3筆

番号17

受人は稲作及び花き栽培を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されており、受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1500日であり、

	<p>農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は239.66アールで、自宅から申請地までは約0.2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号17について調査してまいりました。受人は、稲作及び花き栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【野本 照夫 推進委員】	<p>番号17について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号18 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は150日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10.</p>

	<p>78アールで、自宅から申請地までは約0.1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。また、申請地は新たに盛土を行っていますが、素掘り側溝を設けているため周辺農地への影響はないと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号18について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【卯月 良治 推進委員】	<p>番号18について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第34号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>

<p><b>【事務局】</b></p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請 自己用住宅（農家住宅） 1件 1筆</p> <p>番号5</p> <p>申請人は、現在市内でひとり暮らしをしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、自ら所有する申請地に自己用住宅（農家住宅）を建築するものです。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【島田 豊 農業委員】</b></p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅（農家住宅）を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p><b>【卯月 良治 推進委員】</b></p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地には自己用住宅（農家住宅）を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第35号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請  賃借権の設定 4件 13筆  使用貸借権の設定 2件 14筆</p> <p>番号49  受人は、現在市外で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事のため、本申請地を残土・車輛置場及び仮設事務所として借り受け、一時転用として申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号49について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）及びおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は6ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作

	の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号49について調査してまいりました。申請地は、残土・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号50について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号50 受人は、現在市内で幼稚園及び認定こども園等を運営しています。今回、駐車スペースが手狭なため、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号50について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ない

	と判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 善行 推進委員】	番号50について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置し、土砂流出を防止します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号51について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号51 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号51について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題

	はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号51について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦及び大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号52について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号52 受人は、現在市内で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事のため、本申請地を残土・車輛置場及び仮設事務所として借り受け、一時転用として申請するものです。 ただし、この案件は、残土を堆積する計画になりますので、本来であれば、鴻巣市環境課の承認が必要となります。しかしながら、元荒川の水位が下がった状態でないと、残土の土量が測定できないとの理由により、申請には至っておりません。よって、水位が下がり次第、土砂堆積の承認申請を行う予定です。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号52について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地(原則不許可農地)に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当する

	<p>ことから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は6ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。</p> <p>ただし、土砂堆積の承認申請がされていないことから、他法令の許認可の見込みが明確でなく、事業実施の確実性があるとは認められません。従いまして、土砂堆積の承認がされてからの許可が相当であると判断いたします。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【加藤 勇 推進委員】	<p>番号52について調査してまいりました。申請地は、残土・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号53について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号53</p> <p>受人は、現在市外で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事のため、本申請地を残土・車輛置場及び仮設事務所として借り受け、一時転用として申請するものです。</p> <p>なお、番号52と同様に、この案件も残土を堆積する計画になりますので、鴻巣市環境課の承認が必要になりますが、元荒川の水位が下がった後に、土砂堆積の承認申請を行う予定です。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【加藤 豊 農業委員】	番号53について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は6ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。ただし、土砂堆積の承認申請がされていないことから、他法令の許認可の見込みが明確でなく、事業実施の確実性があるとは認められません。従いまして、土砂堆積の承認がされてからの許可が相当であると判断いたします。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号53について調査してまいりました。申請地は、残土・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊 秋夫 農業委員】	埼玉県が元荒川と忍川との合流地点に遊水地を計画しているが、この計画に関連したものか。
【事務局】	堆積した土砂を撤去することにより、低下した流下能力を改善する通常行う維持管理業務であり、関連性はないものと思われます。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号54について内容説明を事務局にお願いい

	たします。
<b>【事務局】</b>	<p>番号54</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。なお、申請地には、雑草が繁茂しておりますが、後日草刈りを行う予定です。</p>
<b>【議長】</b>	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
<b>【大賀 文吉 農業委員】</b>	番号54について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もありません。なお、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められますが、申請地には雑草が繁茂していることから、保全管理が行われてからの許可が相当であると判断します。
<b>【議長】</b>	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
<b>【渡邊 仁 推進委員】</b>	番号54について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農業法人である〇〇〇〇〇が農地を借り受け、ブルーベリーを作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
<b>【議長】</b>	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>遠方である群馬県の農業法人が施工と耕作をすることとなった経緯は何か。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>元々、所有者の親族と農業法人との間に面識があったことから、今回の話に繋がったと聞いております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はありませんか。</p>
<p>【酒巻貞夫 農業委員】</p>	<p>土地所有者と農業法人が共同で耕作する事業計画になっているが、役割分担はどのようになっているのか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>土地所有者は、栽培ノウハウを持ち合わせていないことから、農業法人と共同で栽培することになっています。知識を取得した数年後に、土地所有者が単独で耕作する計画となっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はありませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。先程、農業委員から番号52、番号53について、まだ土砂堆積の承認がされていないこと、また、番号54については、保全管理がされていないとの意見を頂きました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに番号49から番号51までの議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号49から番号51までの議案第36号について、原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて、番号52及び番号53は土砂堆積の承認がされたことを条件として許可相当とすること、番号54は、除草が完了し保全管理がされた状態であることを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>すみません。条件がクリアされたかどうかの確認はどのように行うのか。例えば、番号54では、誰が除草の完了を確認して、誰が承認をするのか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>本日、皆様からの承認をいただければ、条件付き許可相当との意見を県へ送付いたします。その後、事務局で除草の状況を確認しますが、除草完了が認められた際には、県へ報告します。最終的な判断は、許可権者である県知事が行うこととなります。</p>
<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号52と番号53について、土砂堆積の承認と農業委員会の意見に時間差があるのはどういうことか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>本来であれば、農地転用許可申請時に少なくとも鴻巣市環境課による土砂堆積の承認の見込みあることを確認したいところですが、先程、申し上げたとおり、土量が分からず、土砂堆積の申請さえ出来ていない状況です。しかしながら、水位が下がり、土量が判明する時点まで農地転用許可申請を待つと、指定された工事期間内に工事完了が見込めないことから、先行して農地転用許可申請をしたいとの要請が申請者からありました。こうした状況から、事務局としては、やむを得ず、土砂堆積の申請を待つことなく農地転用許可申請を受理し、土砂堆積の承認されたことを条件とする許可が相当であると判断しました。</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは只今、質疑がございましたので、改めて採決を行います。番号52及び番号53は土砂堆積の承認がされたことを条件として許可相当とすること、番号54は、除草が完了し保全管理がされた状態であることを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号52から番号54までの議案第36号については、条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。なお、本議案は〇〇〇〇〇〇農業委員が適格者として認定を受ける者となっている案件となります。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりま</p>

	<p>すことから、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、番号3について、加藤豊農業委員より議案説明をお願いいたします。</p> <p><b>【加藤 豊 農業委員】</b> 番号3 この件につきまして、令和5年9月26日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p> <p><b>【議長】</b> ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> <p><b>【一同】</b> (質問なし)</p> <p><b>【議長】</b> 質問がございませんので、採決を行います。議案第37号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【一同】</b> (全員挙手)</p> <p><b>【議長】</b> 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第38号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇〇推進委員が賃借権設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、2人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p>
--	--

【議長】	それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。								
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第38号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <table border="0" data-bbox="331 465 1463 562"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>163件</td> <td>370筆</td> <td>433,091.61㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>28件</td> <td>80筆</td> <td>68,289.83㎡</td> </tr> </table> <p>について、令和5年9月11日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>	賃借権の設定	163件	370筆	433,091.61㎡	使用貸借権の設定	28件	80筆	68,289.83㎡
賃借権の設定	163件	370筆	433,091.61㎡						
使用貸借権の設定	28件	80筆	68,289.83㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。								
【一同】	(質問なし)								
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【一同】	(全員挙手)								
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第38号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇〇推進委員が賃借権設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、6人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p>								

【議長】	それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。								
【事務局】	<p>議案第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、</p> <p>〇〇〇〇〇 外51名より</p> <table border="0" data-bbox="395 568 1465 658"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>53件</td> <td>459筆</td> <td>520,927.61㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>19件</td> <td>88筆</td> <td>73,563.83㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。</p> <p>なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>	賃借権の設定	53件	459筆	520,927.61㎡	使用貸借権の設定	19件	88筆	73,563.83㎡
賃借権の設定	53件	459筆	520,927.61㎡						
使用貸借権の設定	19件	88筆	73,563.83㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【酒巻 貞夫 農業委員】	期間の所に「3年6カ月」とあるが、農地中間管理事業での貸借期間は10年ではないのか。								
【事務局】	中間管理事業では基本的に10年で貸借しているが、様々な理由で耕作者を変更する場合には、前耕作者の残された期間で埼玉県農林公社が契約をしています。								
【議長】	他に質問はありませんか。								
【一同】	(質問なし)								
【一同】	質問がございませんので、採決を行います。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【議長】	(全員挙手)								
【一同】	全員賛成ですので議案第39号は原案のとおり承認いたします。								
【議長】	(指名された委員の入室)								

	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和5年8月11日～令和5年9月11日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>137㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>10件</td> <td>18筆</td> <td>5,108.61㎡</td> </tr> </table> <p>合計届出件数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>11件</td> <td>19筆</td> <td>5,245.61㎡</td> </tr> </table> <p>また、 農地改良に係る届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>675㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p><b>【一同】</b> (特になし)</p> <p><b>【議長】</b> 続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p><b>【会長代理】</b> ・赤い羽根共同募金について</p> <p><b>【議長】</b> 最後に事務局から何かありますか。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度農地パトロールの予定について</li> <li>・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について</li> <li>・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について</li> <li>・活動報告書の回収について</li> <li>・農業経営及び農地利用状況に関する調査の流れ等について</li> <li>・農振除外審議会について</li> <li>・鴻巣市産業祭の開催について（新規就農相談会の開催）</li> </ul> <p><b>【会長代理】</b> これをもちまして、令和5年第9回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和5年10月25日（水）午後2時より場所は川里農</p>		1件	1筆	137㎡	所有権の移転	10件	18筆	5,108.61㎡		11件	19筆	5,245.61㎡		1件	1筆	675㎡
	1件	1筆	137㎡														
所有権の移転	10件	18筆	5,108.61㎡														
	11件	19筆	5,245.61㎡														
	1件	1筆	675㎡														

業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時56分